

## 公益認定等ガイドライン(素案)に対するコメント(要望等)

公益財団法人 公益法人協会  
法制・コンプライアンス合同委員会  
税制・会計合同委員会

※ページ数は、特に記載が無ければガイドライン素案のページを示す

(該当箇所)p.24 最上行: 第1 公益目的事業とは

「マル6営利企業等が実施している事業と類似する事業にあつては、社会的なサポートを受けるにふさわしい公益目的事業としての特徴があることを確認することが求められる(上記マル1からマル6の全てに該当することを「公益目的事業該当性」という。以下同じ。)」

(コメント)

上記マル6を「公益目的事業該当性」の要確認事項とするのは法令面等から見て無理があると思われること、また、公益法人が、より柔軟・迅速な公益的活動を展開していく上で、過度に自主規制的、抑制的になる恐れがあると思われることから、上記マル6について再度検討をお願いしたい。

上記マル6が残る場合、「確認することが求められる。」を、「必要に応じて説明を求める。」とすることをご検討いただきたい。

(理由)

前文に「あわせて、公益法人制度は、民間非営利部門が、政府部門や企業を中心とする民間営利部門と相互に自立と協働の関係を維持しつつ、機動的な対応が構造的に難しい政府部門や、採算性が求められる民間営利部門では十分に対応できない活動領域を担っていくことが期待されて立法された制度である。…中略…。これらを踏まえると、」と、マル6に関する趣旨説明があるが、

(1)法律の文言は、「不特定かつ多数の者の利益の増進に寄与」となっている(なお、認定法別表各号の事業への該当性はここでの問題と関連しないと解されるので捨象する。)。マル6の要件をこの文言の解釈上導くことができるか疑問である。営利企業においても不特定かつ多数の者の利益の増進に寄与することは可能である。

(2)営利・非営利の区分と公益・非公益の区分は次元が異なるとされてきたところである。

(3)ガイドライン素案 p.23 の下から7行目「あわせて」から同1行目「これを踏まえると、」はマル6の根拠となっていると解される(以下「本件根拠」という。)が、本件根拠が認定法の立法の趣旨と整合するのか疑問である。注 18 で、旧民法下の取扱いが記載されているが、その後の認定法の制定時に営利企業の事業との競合に関する法令・ガイドラインは定められなかったと認識している。

(4)本件根拠は、「不特定かつ多数の者の利益の増進に寄与」とどのように結びつくのか不明である。

(5) 本件根拠それ自体の当不当において、仮に営利企業の事業との類似性が社会的サポートを受ける上で所謂社会通念上疑問視される場合がありそれが存在しないことが市民社会からの一定の「期待」である(本件根拠自体「期待」という表現を用いるところである。)としても、それが市民社会全体からの期待であるかの論証、さらにその上で法律レベルで規制して応えるべき期待とまでいえることの根拠は示されていないと思われる。

(6) (5)の市民社会からの一定の期待は、もし仮に市民社会全体からの期待であるとしても、まずは定期提出書類による等の情報の開示により市民が監視することで応えるべきものではないかと思われる。そしてもしそれでも不都合があれば、認定基準という重い規律で対処するのではなく、まずは情報開示を強化する等のより緩い規律で対処するべきものであると思料される。

またさらにさかのぼっては他の基準(マル3、マル4、マル5)及び財務基準(営利企業の事業との関係で設けられているものではないと解される。)によっても応えることができる期待ではないとの論証もなされていないと思われる。

(7) マル6の要件で掲げる「類似する事業」「社会的なサポートを受けるにふさわしい(中略)特徴」という概念は内包・外延ともにあいまいである。適用にあたり恣意的に運用される可能性が少なからずあると思われる(その判断のために本件根拠そのものが用いられる可能性がある。)

(該当箇所)p.25 三つ目の○: 第2 申請書記載事項

「○事業の公益性等に関する説明は、従来、申請書の別紙2においてチェックポイントに該当する旨の説明及び事業を継続的に行うために必要な許認可等について記載を求めているものである。これらについては、引き続き申請書への記載を求めるが、申請書記載事項とは扱わないものとする。」

(コメント)

様式集 p.8の[3]事業の公益性に関する説明に「区分ごとのチェックポイント」欄があり、これは正に「申請書」の重要な中身であると思うが、「チェックポイント」の説明は申請書記載事項として扱わないという理解でよろしいか。「チェックポイント」を申請書記載事項として扱わないならば、チェックポイントの記載の変更は、変更認定申請の対象にならないと理解してよいか確認したい。

(理由)

様式集 p.7の<申請書記載事項>との扱いの違いを記述する意味が不明であることと、ガイドラインを読む者、活用する者に混乱が生じる恐れがあるため。

(該当箇所)p.27 マル2事業の概要の上から1つ目の○: 第2 申請書記載事項

「○公益目的事業の内容を端的かつ簡潔に記載する。…中略…幹となる事業としてどのような種類の事業を行うか(例:検査検定、資格付与など)…」

(コメント)

「幹となる事業」は区分ごとのチェックポイント、すなわち「(1)検査検定～(19)主催公演」ごと

に、公益目的事業として括り、説明できるものでなければならないのか。「幹」中心の「公益目的事業」の中に、それを構成する複数の事業があり、さらに付随的事业が想定されるのか確認したい。

(該当箇所)p.27 マル2事業の概要の上から4つ目及び5つ目の○： 第2 申請書記載事項  
・「○幹となる事業の効果的な実施等のために付随的に、小さな規模で行う事業・・・中略・・・記載不要とする。」

・「○法人税法施行令第5条に掲げる事業(相応の対価が見込まれる場合に限る。)・・・中略・・・申請書への記載を要するものとする。

(コメント)

4つ目の○の「付随的に、小さな規模で行う事業」と、5つ目の○の「相応の対価」のメルクマールは何か(100万円ほどの収益か、全収益の1割程度を指すのか)確認したい。

(理由)

「付随的に小さな規模で行う事業」と「相応の対価が見込まれる事業」とでは、申請書への記載、不記載の実務上の扱いが異なるため。

(該当箇所)p.28 上から一つ目の○： 第2 申請書記載事項

「○幹となる事業内容と類似する事業を営利企業等が行っている場合には、公益目的事業としての特徴を記載する。」

(コメント)

「類似する事業」が例えば、指定管理事業の場合、多くの先例が示している「特徴」とは何か。特徴の規模は問われないとの理解でよいか確認したい。(なお、このコメントは上記「p.24 最上行(第1 公益目的事業とは)」へのコメントが容れられないときを前提とするものである。)

(該当箇所)p.30 (3)既に認定されている公益目的事業に係る申請書記載事項の取り扱いについて： 第2 申請書記載事項

「なお、既存の公益法人の新しい申請書への切替えは、公益法人が、今後の変更認定の機会を捉えて行うことができるものとし、監督上、必要がある場合を除き、行政庁が、期限を定めて切替えを求めることはしない。切替を行わない公益法人が「公益法人の種類及び内容」として備置き・閲覧等の対象とし、行政庁に提出する書類は、令和7年4月1日に改訂される前の旧様式に記載するほか、軽微な変更として行政庁に届出を行う場合には、旧様式で変更を行う。・・・」

(コメント)

・軽微な変更として届け出を出す場合の旧様式とは現「変更認定申請・変更届出の手引き pp.43-48」のことか確認したい(既認定された申請書を前提に、従前の様式により、変更する部分を記載して提出すればよいのか。)。また、その場合の添付書類の要否と、「要」の場合の添付書類(pp.118-119 にも関連)の提示を検討いただきたい(特に法人が公益目的事業該当

性に変化がない場合と判断の場合)。

- ・また、様式集にある提出書類に記載例を載せることを検討いただきたい。
- ・さらに、本件を含め、既存公益法人の新制度への移行手続きがガイドラインの関連個所に分散しており、また、現行の特定費用準備資金や資産取得資金(公益目的事業部分)の公益充実資金への移行などガイドライン素案に掲載されていない移行事項があり、それらを含め、ガイドラインの最後に(あるいは別途ガイドライン添付資料として等)、『既存の公益法人の新制度への移行手続き(内容、時期、様式)』として、まとめて記載(再掲でも構わない)することを検討いただきたい。

(理由)

軽微な変更として行政庁に届出を行う場合一般の扱いが、実務上、不明なため。また、本件を含め、既存の公益法人の新制度への移行手続きが、項目ごとに分散記載されており、実務上分かりづらい。

(該当箇所)p.39 上から4行目： 第3 審査に当たっての確認事項及び判断基準

「なお、理事会等の構成に係る説明(第1節第2マル5ア参照)により、事業に求められる専門性や公正性が確保されると判断できる場合、選考委員会の設置は不要である。」

(コメント)

「理事会等の構成に係る説明(第1節第2マル5ア参照)により、」の部分を削除することを検討いただきたい。

(理由)

選考にあたり、選考委員会あるいは理事会等の組織体の関与が必要と誤解される可能性がある。例えば、公演の場合、ある期間、高い専門能力を有する(音楽)監督等に出演者決定等を委ねる場合があるのが実態である。したがって、原文の「理事会等の構成に係る説明(第1節第2マル5ア参照)により、」の部分は削除出来ないでしょうか。

(該当箇所)p.41 上から二つ目の○： 第4 変更認定事項と変更届出事項

「○具体的には、「第2 申請書記載事項」…(中略)…に変更がある場合は、原則として変更認定申請が必要となる。」

(コメント)

「チェックポイントは申請書記載事項として扱わない」となっているので(p.25の上から3つ目の○)チェックポイントの変更は基本的には変更認定申請の対象にならないと理解して良いか確認したい。

※ p.25 三つ目の○ (第2 申請書記載事項)に関するコメント内容と同様

(該当箇所)p.42 (3)緊急事態事態における対応： 第4 変更認定事項と変更届出事項

「○自然災害その他の緊急事態にあつて、…中略…行う事業については、申請書に記載されていない事業であるとしても、引き続き公益目的事業に該当することが明らかであるとして、

届出とする。この場合は、事業内容、事業の成果等について事業報告に記載する。」

(コメント)

「緊急事態」において、定款記載の公益目的事業とは異なっても、短期間、対価収入がない事業を行う場合、公益目的事業として、届出し、事業報告に記載すればよいか確認したい。

(該当箇所)p.43 (1)事業の趣旨・目的について、一番目の○： 第5 監督に当たって特に考慮すべき事項

「○ 法人の事業(付随的事业を含む)は、法人が設定(国民に約束)した趣旨・目的に沿って、合目的的に実施されている必要がある。法人の活動状況、法人の理事等の言動(法人外のものを含む)その他一切の事情に照らして、公益法人の主目的は不特定多数の者の利益の増進ではないと判断し得る。」

(コメント)

マル1素案イメージ意見募集の結果表では、「第4回ガイドライン研究会で回答済」とされているものの、議事録を読んでも該当箇所がよくわからない。この記載を盛り込む趣旨、狙いについての説明を検討いただきたい。

マル2「法人の活動状況、法人の理事等の言動(法人外のものを含む。)その他一切の事情に照らして、公益法人の主目的は不特定多数の者の利益の増進ではないと判断する場合があります。」に変更することを検討いただきたい。

(理由)

マル1「理事等の言動その他一切の事情」と規定されると、何が一切の事情とみられるのか、どのようなときの言動を判断されるのか、予見可能性の点から不明瞭のため確認を求めるものである。

マル2本件は、原文とは逆に「法人の目的が公益の増進で☆ある☆と判断し得る。」こともあり得る訳で、「主目的は不特定多数の者の利益の増進ではないと判断する場合があります。」等の方が価値中立的に読めるため。

(該当箇所)p.57 オの(黒ポチ2)： 第2 19 事業区分ごとの公益目的事業のポイント、(11)施設の貸与

「(黒ポチ2)公益目的以外の貸与より優先して先行予約を受け付けるなどの優遇をしているか。」

(コメント)

どの程度先行予約を考慮すべきか、施設貸与の社会常識的な先行でよいか確認したい。

(理由)

実際問題として、結果、使われない状況も生じている可能性があり、実務上難しい処もあるため。

(該当箇所)p.58： 第2 19 事業区分ごとの公益目的事業のポイント、(13)出資、一つ目の○

の2行目

「○…略…公益目的事業として行う出資は、経済的利益を主たる目的とはせず、営利企業が行う出資とは異なる公益目的事業としての特徴が必要となる。…略…」

(コメント)

「経済的利益を主たる目的とはせず、営利企業が行う出資とは異なる公益目的事業としての特徴」とは、どのような出資であるか確認したい。

p.27「マル2 事業の概要 ○ 公益目的事業の内容を端的かつ簡潔に記載する。マル1アに記載された趣旨・目的を実現するため、…略…公益目的事業の外延が明確にわかるよう記載する。」とある処、公益事業該当性マル6にも関わる事故、出資に関する「公益目的事業の外延」を、更に例示することを検討いただきたい(なお、このコメントは上記「p.24 最上行(第1公益目的事業とは)」へのコメントが容れられないときを前提とするものである)。

また、出資に対する公益事業該当性のチェックポイントには、認定基準としての審査事項として、以下を触れなくて良いのかご検討いただきたい。例えば、企業等の他の出資者に対する特別利益提供の可能性、出資時だけでなく適正な管理のための専門家(p.60 黒ポチ6)によるモニタリング体制の整備など。

(該当箇所)p.59 上から6行目: 第2 19 事業区分ごとの公益目的事業のポイント、(13)出資  
「(i) 不特定多数の者の利益

当該出資が不特定多数の者の利益の増進に寄与することを主たる目的として位置付け、適当な方法で明らかにしているか。」

(コメント)

「主たる目的としての位置づけ」とは、公益目的事業相当の寄与する旨を定款等に記載するだけでよいのか。「適当な方法で明らかに」とは、数値的に示す必要があるのか確認したい。

(該当箇所)p.59 上から10行目: 第2 19 事業区分ごとの公益目的事業のポイント、(13)出資

「(黒ポチ2) 条件

ア 出資の条件等が公益目的として設定された事業目的に合致しているか。営利企業が行う出資と区別されるような公益目的事業としての特徴があるか。」

(コメント)

「条件等が公益目的として設定された事業目的に合致しているか」とは、妥当な期間など、目的との整合性の説明が求められる。他の出資者との条件バランスから特別な利益提供か否かの判断は、公益目的事業該当性ではなく、認定基準該当性として問われるのか確認したい。

(該当箇所)p.59: 第2 19 事業区分ごとの公益目的事業のポイント、(13)出資

「(黒ポチ2) 条件

イ 出資時点だけでなく、出資による持分を保有している間において、公益目的事業として出

資する意義が継続される仕組みとしているか。

中略

そのため、出資先の事業内容を継続的に把握し、公益目的事業として出資する目的が達成された場合や、出資の意義が損なわれた場合に、適切に対応できる仕組みが必要である。」

(コメント)

「適切に対応できる仕組み」とは何を意味するのか。エグジットの撤退リスクに対する方針に関する理事会の経営決定の確認が必要ではないかご検討いただきたい。

さらに、JANP 黒ポチ1A(休眠預金)の資金分配団体が有する管理・評価を含めた機能が必要ではないか検討いただきたい。

(該当箇所)pp.74-75: 第2 19事業区分ごとの公益目的事業のポイント

(13)出資に関するチェックポイントが見あたらない。

(該当箇所)p.96 3段落目: 第1 公益認定基準 イ. 役員報酬額の開示・公表について

「なお、あくまで法人の説明責任を求めるものであり、後述ウに記載の場合を除き、当該水準を超える報酬を否定する趣旨ではない。例えば、…略…国・国際機関や大企業の長等と高度な折衝を行う役員など、…略…。」

(コメント)

云わんとする処は理解できるが、例えば、日々の高齢者・障害者と機微な対応・接遇すること等との違いの説明が難しいと思われ、例示としての適否をご検討いただきたい。

(該当箇所)p.98 最後の○: 第1 公益認定基準 (14)理事、監事の外部からの選任

「一方で、突発的に収益及び費用・損失が3000万円以上になった法人…」

(コメント)

収益・費用等が毎年度3000万円を前後する小規模法人にとって、法の定めから、どのようなスタンスで選任手続きをとればよいか確認したい。

(理由)

1~2年ごとに相応しい人を検討することは小規模法人にとって負担であるため。

(該当箇所)p.99 上から一つ目の○および二つ目の○: 第1 公益認定基準 (14)理事、監事の外部からの選任

(以下、外部理事・外部監事共通)

「マル3-1 公益財団法人である場合は、その設立者でない者(同条第2号)

-2 設立者が法人である場合は、当該法人又はその子法人の役員又は使用人でない者(同条第4号)」

(コメント)

公益財団法人における外部理事・外部監事の要件として上記の通りであるが、以下の事例を

踏まえ、「設立者」の定義を明確にしていきたい。

設立者を設立趣意書で確認する場合、

・設立趣意書で、〇〇〇〇(個人名)××××(団体名と役職)と併記されている場合、「個人」と認識してよいか確認したい。

・××××(団体名)が、法人格のない任意団体の場合は、法人ではなく、代表する個人と理解してよいか確認したい。

(理由)

外部理事の要件を規定する認定法施行規則第4条第2号および第4号について、公益財団法人における「設立者」が個人か法人(法人格のない任意団体の場合)かについての判断基準を確認するものである。

(該当箇所)p.132 下から5行め: (7)代表理事の選定方法

「仮に、代表理事が1名のみの法人において、代表理事が任期の満了又は辞任により退任したとしても、当該代表理事は、後任の代表理事が選定されるまでの間、なお代表理事としての権利を有するだけでなく、義務を負うこととなる。」

(コメント)

法人法79条の定めはあるものの、「代表理事の地位は、当該代表理事が理事の地位にあることを前提とする。したがって、理事及び代表理事が退任し、代表理事の員数が欠けた場合であっても、理事の員数を欠かないため理事の権利義務を有する者とならないときは、代表理事の権利義務を有する者とはならない。」※と考えられており、ガイドライン(素案)の記述振りに一筆加えることをご検討いただきたい。

(理由)

※「一般社団・財団法人の登記実務」【第2版】杉浦直紀・希代浩正著、発行者 公益財団法人 公益法人協会 参照

(該当箇所)pp.139-140: ウ剰余金の解消策(i)の最終段落

「剰余額の解消策として金融資産を取得する場合には、剰余金が単に金融資産に形を替えて活用されずに死蔵されることを防ぐ必要があるため、過去に公益目的事業を継続するためにやむを得ず取り崩した公益目的保有財産を回復する場合、公益目的事業のために直接財産を費消することと比較して、中長期的に同程度以上の公益目的事業の拡大となることが見込まれる場合など、・・・以下略」

(コメント)

公益目的事業の基盤の安定化・成長のため、引き続き優秀な人材等を安定的に確保するための人件費等を確保できる合理的な財源づくり(果実で人件費等が支払える基盤づくり)は認められると考えるが確認したい。

(該当箇所)p.165: カ 指定寄附資金 一つ目の○の3行目後段



「収益事業等のための寄附であれば、具体的な事業への使途指定が必要」

(コメント)

収益事業等の場合に限り、なぜ収1、収2、等に会計区分する必要があるのでしょうか。法令上、会計上の根拠を確認したい。

(該当箇所)p.166 上から一行目：カ 指定寄附資金

「使用見込みを明らかにするため、令和6年会計基準の損益計算書の注記(指定純資産のうち指定寄附資金の発生日別残高及び支出見込み)においては、指定寄附資金の発生日別残高及び使途目的計画を開示することとされた。」

(コメント)

損益計算書は社員総会あるいは評議員会にて承認される建付けになっている処、そのレベルまで承認を必要とするのかご検討いただきたい。

(該当箇所)pp.191-192:イ 運営組織等の概要と、ウ 事業活動に関する重要な事項について記載した書類

「イ 運営組織等の概要」

「ウ 事業活動に関する重要な事項について記載した書類」

(コメント)

単なる表記の問題であるが、上記と、認定法施行規則第46条第一項第2号、様式集案p.42、ガイドライン p.201 の財産目録等が微妙に異なっており、わかりやすく統一をお願いしたい。

(理由)

認定法施行規則では「運営組織に関する重要な事項について記載した書類」「事業活動に関する重要な事項について記載した書類」。

様式集案では「運営組織に関する重要な事項」「事業活動に関する重要な事項」。

ガイドライン p.201 の財産目録等では「運営組織等概要」「事業活動等概要」となっているため

(該当箇所)p.197 上から一行目：サ 指定寄附資金について備置き・閲覧等の措置が講じられるべき事項を記載した書類

「指定寄附資金((第2節第3の2(1)マル6参照))については、広く一般に募集されたものである場合には、その旨、募集期間、受け入れた財産の合計額、募集の方法、募集に係る財産の使途として定めた内容、金銭以外のものがある場合にその金銭以外のものの内容・・・中略・・・を、備置き、閲覧等の措置が講じられていることが必要である。」

(コメント)

広く一般に募集している場合、年度別管理がたいへんで、管理台帳、注記作成は現実的に困難である。備置き、提出公表するならモデル台帳の提示をご検討いただきたい。

(該当箇所)p.198 上から4行目中ほど：マル5事業報告の記載事項

「・・・例えば、外部理事・監事の役割を全うするためにどの様に情報提供等を行っているか、評議員の選任及び解任方法等について外部理事・監事に準じた準則を設ける、・・・」

(コメント)

役割を全うするための必要な情報であれば、他の理事、監事と同様に情報提供することで良いのではないのでしょうか。また、「外部理事監事に準じた準則」の「準則」とは何を指すのか確認したい。

(該当箇所) pp.200-201: (4) 行政庁への提出等(運営組織等概要)

p.201 の表のうち、下から5段目「運営組織等概要」

(コメント)

「法人から受ける財産上の利益の合計額が 2,000 万円を超える者が存する場合には、当該額及びその必要の理由」の情報は、「運営組織等概要」として、新たに追加作成し、行政庁に提出しなければならない書類となった旨理解している。

しかしながら、この情報・書類は、令和 7 年 3 月末に終了する事業年度に係るものであっても令和 7 年 6 月末までに提出しなければならない旨の記載が明確でない。実務上、混乱しかねない状況になっているため、ガイドライン、或いは様式集への説明、定期提出書類の手引き等で、明記することを検討頂きたい。

(理由)

改正政令等についての意見募集結果に対する回答(意見68に対する回答)では、令和6年度の事業報告について、「法人から報告いただく活動自体は、すでに現行制度の下で行われている」、「(新制度における新たな情報については)該当する法人において追加的に書類の作成が発生する」とされている。

(該当箇所) 様式集 p.36: 事業報告編

(コメント)

様式集案では、「事業報告編」とされているが、この事業報告について、計算書類等における貸借対照表・損益計算書・事業報告の「事業報告」と誤解される恐れがある。様式の変更である旨と、適用時期を個別に明示いただきたい。

なお、第6回公益認定等ガイドライン研究会資料3では、「現行制度からの主な変更点(様式)」 「2. 定期提出書類(水色マーカーは様式を改めたもの)」において、「事業報告(令和8年6月30日までの提出分以降)」と記載されており、この「事業報告(令和8年6月30日までの提出分以降)」が誤解を生みかねず、丁寧な解説をお願いしたい。

(理由)

令和 7 年 3 月末に終了する事業年度に係る「貸借対照表・損益計算書・注記・附属明細書」の改正は、令和 7 年 4 月 1 日以降開始する事業年度から適用される。

一方、「事業報告」の記載事項の改正は、ガバナンスに関する取組の事業報告への記載のみであり、同様に令和 7 年 4 月 1 日以降開始する事業年度から適用される。

なお、第6回公益認定等ガイドライン研究会資料3は多くの公益法人が知りたい内容となっているが、「事業報告(令和8年6月30日までの提出分以降)」とされており、計算書類等としての事業報告と誤解されかねず、また、令和7年6月30日までの提出分の段階適用の情報がないため、補足いただきたい。

(該当箇所)

全体

(コメント)

小規模法人に関する配慮が、「p.92 (12) 会計監査人の設置」、「p.98 (14) 理事、監事の外部からの選任」、「p.180 マル3 区分經理を行わないことができる公益法人の要件」など、制度面でなされていると考えるが、実際の運用に当たっても中小規模法人への配慮をお願いしたい。

(該当箇所)p.30 下から9行目

(コメント)

表記の誤りかと思われます。

現:「公益法人の種類及び内容」として

正:「公益目的事業の種類及び内容」として

(該当箇所)p.180 上から9行目

表記の誤りかと思われます。

現:特別区分經理

正:特例区分經理

(該当箇所)p.196 一つ目の○の8行目

(コメント)

表記の誤りかと思われます。

現:「…は、キまたはコの書類として改めて提出する…。」

正:「…は、キまたはクの書類として改めて提出する…。」

以上